

文書課長

文書課發送日

昭和廿四年拾月廿四日

淨書

正校(原稿) 水(淨書)

主管 管理部長

主任 引揚渡航部長

昭和廿四年十月廿二日 起草

管引 第一二七號

昭和廿四年拾月廿二日附

附屬

ナシ

受信人 引揚渡航部長
後免美形課長

發信人 引揚渡航部長

先付送寫

記録件名

件名 朝鮮水身死殺者遺骨現地遺棄洋行

昭和二十四年十月十九日付ニ後免美形一書の七二二号を以て御

照会に当たつた事趣の件については、八月四日付日本政府遺棄書に

執務用信用	
主信	/ / 2
附甲	
附乙	
附丙	
附丁	
備考	K13002-2

淨書之化済

公 信 案

外 務 省

〇. オニ七八号(For オニ七号)を以て總司令部へ發送許可方申請し

その後G-14係保正に対し当課保正より口答を以て數次に亘り本件の早急

解決方を要請した所より、G-14係保正は「何んか朝鮮政府側の事

引揚渡航部長を以て困難とするに替り研研つて下さり口答を以て返え

すの事があった。さう、今後本件の早急解決方とその總司令部のあり

せんを要請するか、該般の情勢より相違の目新を要すのかと思われ。

公 信 案

外 務 省